

河内長野市上下水道事業有料広告掲載事業に関する掲載基準

制定 令和7年1月15日

河内長野市上下水道事業が行う有料広告掲載事業に関し、河内長野市上下水道事業有料広告掲載事業に関する基本要綱（令和7年河内長野市上下水道事業要綱第1号）により、その例によることとされる河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱（平成21年河内長野市要綱第10号）第3条第2項の規定により、広告媒体への広告掲載の可否の基準について必要な事項については、河内長野市有料広告掲載事業に関する掲載基準（平成22年8月3日制定）の例による。

附 則

この基準は、令和7年1月15日から施行する。